

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和6年10月25日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1 番	田中 幸子		2 番	宮田 孝	
3 番	小川 豊		4 番	齋藤 ゆみ	
5 番	安田 勝明		6 番	斉木 一吉	
7 番	宮島 直也	欠席	8 番	宮地 勝則	
9 番	河村 修		10 番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局 長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

6 番	斉木 一吉	9 番	河村 修
-----	-------	-----	------

議長

それでは議案一覧表に基づき、第 3 5 号議案から第 3 6 号議案を上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

では説明させていただきます。

議案書 1 ページをご覧ください。第 3 5 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定についてです。

議案書 2 ページをご覧ください。番号 1 番。申請の理由は、現在譲受人が申請地を耕作しており、今後も譲受人が耕作を続けるためです。

【議案説明】

譲受人は犬山市に住んでおり、譲渡人である母の耕作の手伝いをしております。譲渡人は高齢のため営農が困難になってきているため、本申請地を娘である譲受人に譲り渡し、土地の管理、耕作をお願いするため本申請となりました。

本申請は、譲受人が犬山市で初めて農地の権利を所得するため、10月21日に羽黒地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は、10年以上前から母と一緒に申請地の耕作を行っていること、ねぎやはくさい、カブなど多くの野菜を耕作していること、また、草刈を定期的に行うことで周辺に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

続いて番号 2 番。申請の理由は、現在譲受人が申請地を耕作しており、今後も譲受人が耕作を続けるためです。

【議案説明】

譲受人は扶桑町に住んでおり、本申請地の隣地を耕作しております。譲受人は、譲渡人である叔母から、10年以上前から

申請地の管理をお願いされておりました。譲渡人は遠方に住んでおり高齢のため申請地の管理が困難となっております。譲渡人が亡くなった後も耕作放棄地とならないよう、本申請地を姪である譲受人に譲り渡し、土地の管理、耕作をお願いするため本申請となりました。

本申請は、10月17日に楽田地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は、10年以上前から夫と一緒に申請地の耕作を行っていること、たまねぎや大根などの野菜を耕作していること、申請地付近の実家に農機具を保管していること、また、草刈を定期的に行うことで周辺に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

議案書3ページをご覧ください。番号3番。申請の理由は、営農規模拡大です。

【議案説明】

譲受人は犬山市に住んでおり、水稻や野菜を耕作しております。譲渡人は高齢のため営農が困難となっており、後継者もないため、申請地を耕作できる人を探していたところ譲受人と話がまとまったため本申請となりました。

譲受人は耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

議案書4ページをご覧ください。第36号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書5ページをご覧ください。番号1番。転用の目的は資材置場です。

【議案説明】

譲受人は犬山市で一般土木建築工事業を中心に営む法人です。譲受人は事業に必要な資材の保管場所がなく、資材置き場を必要としておりました。資材置場として適地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、事務所の隣地である申請地を資材置場とするため本申請となりました。

地図資料の26ページを御覧ください。申請地の雨水は素掘りの側溝を設け、浸透枳にて処理をします。汚水排水はありません。また、申請地に置く資材は砂利や砂、コンクリート二次製品で有害な物資ではないため、周辺へ被害を及ぼすおそれはないものと見込まれます。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側7番、オー（ア）－b、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるもので第2種農地に該当します。許可基準は右側の34番、オー（イ）－b、イー（イ）－c、d、g、hのいずれかに該当する場合に該当します。本申請は表面右側10番、イー（イ）－c－（e）、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

説明は以上です。

議長 ただいま事務局から第35号議案から第36号議案までの説明がありました。これにつきまして質問とかご意見はございませんでしょうか。

議長 それでは、他に質問ご意見もないようですので、ここで地区審議をお願いしたいと思います。

 15分ぐらいということで、14時25分まで地区審議をお願いします。

午前 14 時 10 分 地区審議

午前 14 時 25 分 開議

議長 それでは、総会を再開します。

第 35 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1 番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6 番の斉木です。

1 番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 2 番、3 番について、楽田地区お願いします。

河村委員 9 番の河村です。

2 番、3 番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ありがとうございます。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 35 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第 36 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1 番について、城東地区お願いします。

安田委員 2 番の安田です。

1 番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ありがとうございました。

 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

 第36号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

 【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

 続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告します。議案書の7ページをご覧ください。報告第15号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は2件です。

 議案書の9ページをご覧ください。報告第16号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は2件です。

議長 ありがとうございました。

 ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

議長 何もないようですので、報告は終了しました。

 これで本日予定しました案件は全て終了しました。

 これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。